

平成 24 年度 起業化計画を募集

認定された事業に北斗市起業化支援補助金を受けることができます

新しく創意あふれる
事業を立ち上げたい...
そんな方を応援します

新規性や創意性がある事業を立ち上げる方（起業）を応援する市独自の制度です。

北斗市内に事業の拠点を設け、新たに起業化に取り組む方（個人や会社）から「起業化計画」を募集し、市長が認定したものに対して、補助金を交付することができます。

市では今年度の「起業化計画」の募集を行います。手続きのあらましは次のとおりです。

※詳しい募集要領を必ずお読みください。

募集要領は市のホームページでも公開しています。

起業化計画の提出を受け付けます
募集期間：6月1日（金）～7月20日（金）

【応募資格】

新たに創業、あるいは創業から3年未満の個人、会社の中小企業者で、製品やサービスに新規性や創意性があり、市場性や成長性が期待でき、自ら作成した起業化計画を応募者本人が主体となって実施するものです。

（注1）前年度分の市税等を完納していることが条件となります。

（注2）北斗市内に住所を有する方、または有する見込みの方（会社の場合は本社所在地）に限ります。

（注3）1事業者1計画とします。

（注4）研究開発のみで起業化の目途が立っていない計画や補助金を必要資金に見込んだ計画、過去に認定を受けた計画は応募対象としません。



【審査方法・認定の可否】

認定審査委員会による総合審査（書類審査・プレゼンテーション）を行います【8月中旬予定】。

その後、市長が認定の可否（採択または不採択）を決定し、認定された計画に対しては、審査結果に応じ、100万円、200万円、300万円、400万円、500万円のいずれかの額の補助金上限額を通知します【9月上旬予定】。

補助金の交付対象・手続きなど

【補助金の交付対象】

起業化計画の認定を受けた方が補助金交付の対象となります。認定後 3 か月以内に市へ補助金交付申請書を提出していただきます。

また、補助対象経費は次の費目で、その計算期間は補助金交付の申請日の属する年度の 1 年間分です。

区 分	備 考
旅費	国内・国外旅行
拠 点	
設備購入費	設備・機械装置等の購入経費(建物・土地購入費を除く。)
開設費	
設備借入経費	建物、土地、設備、機械装置等の借入経費
原材料購入経費	原材料、資材等購入経費
委託経費	検査・分析等の委託経費、外注加工費等
技術導入費	事業実施に係る技術指導経費等(食料費、交際費等の消費的経費を除く。)
人件費	事業実施に必要な直接人件費(申請者及び役員を除く。)
開業手続経費	会社設立登記に係る書類作成料等に要する経費
広告宣伝経費	販路開拓に要する広告宣伝経費(食料費、交際費等の消費的経費を除く。)

【実績報告書の提出】

事業が完了しましたら速やかに実績報告書と支払った補助対象経費の領収書などを提出していただきます。

【補助金の支払い】

提出された実績報告書に基づき、市は事業が適正に行われたことを審査、確認した上で、補助金の額を確定し、指定された銀行口座に補助金を振り込みます。

なお、補助金は、補助対象経費の実績額と認定時の上限額と比べ、いずれか低い額を確定額とします。

その他ご注意いただきたい点

補助金を受けた翌年度から 5 年以内は、経営状況を市に報告していただきます。また、許可なく次の事項に該当した場合には、補助金の返還を求められますので、ご注意ください。

- ・ 営業を休止または廃止したとき
- ・ 当初計画を変更したとき
- ・ 営業を移転または譲渡したとき
- ・ 北斗市以外に住所を異動したとき

受付窓口
お問合わせ先

北斗市経済部水産商工労働課

〒049-0192 北斗市中央 1 丁目 3 番 10 号

電話：0138-73-3111 (内線 285・287) FAX：0138-73-1415

北斗市ホームページ>商工業>商工業振興 e-mail: shoko@city.hokuto.hokkaido.jp